

総務委員会

| | |
|----------|--|
| 開催日 | 令和元年12月13日 |
| 時間 | 午前9時30分～午前9時55分 |
| 場所 | 委員会室 |
| 出席議員 | 白井 章、松岡 繁知、天野 武藏、成田 義之 久野 茂、林 真子、野々部 享、松川 秀康 |
| 欠席議員 | なし |
| 出席理事者 | 永田市長 葛谷副市長 宮崎企画部長 舟橋人事秘書課長 岡田人事秘書課課長補佐 後藤企画政策課長 平子総務部長 丹羽総務部次長兼防災行政課長 山下総務部参事 岩田財政課長 梅本財政課課長補佐 渡辺税務課長 三輪収納課長 河口健康福祉部長 佐古健康福祉部次長兼健康推進課長 吉田会計管理者 楢本会計課長 三輪監査委員事務局長 近藤監査課課長補佐 |
| 関係職員 | 浅田議会事務局長 高山議事調査課長 川村議事調査課課長補佐 |
| 議案又は協議事項 | 1. 総務委員会付託案件 |
| 備考 | 傍聴者 なし |

(時に午前 9時30分 開会)

総務委員会委員長 (白井 章君)

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから総務委員会を開催いたします。

去る9日の本会議において、総務委員会に付託となりました議案について御審議いただきますが、その前に、市長から御挨拶を受けたいと思います。

よろしく申し上げます。

市長 (永田 純夫君)

改めまして、おはようございます。

本日は早朝より総務委員会への御出席、大変御苦労さまでございます。

12月も半ばに入りまして、随分、日が落ちるのが早くなりましたけども、あちこちでイルミネーションが行われておりますが、清須で今回初めて清洲城でイルミネーションを開催していただけるということで、商工会の青年部が中心となって、青年部長、松岡副委員長でございますが、商工会の青年部のほうで開催をしていただけるということで、明日土曜日の5時に点灯式ということで御案内をさせていただきました。

それで、付託されました案件につきまして慎重に御審議を賜り、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

総務委員会委員長 (白井 章君)

どうもありがとうございました。

傍聴者はおみえですか。

議事調査課課長補佐 (川村 幸一君)

一般傍聴人はおみえになりません。

総務委員会委員長 (白井 章君)

当委員会に付託されました所管は、企画部、総務部、議会事務局及び監査委員事務局所管です。

それでは、議案第60号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について説明をお願いいたします。

舟橋課長。

人事秘書課長 (舟橋 監司君)

おはようございます。

人事秘書課、舟橋でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、提出案件の1ページをお願いいたします。

議案第60号について御説明をいたします。

議案第60号

清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日提出

清須市長 永田 純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和元年8月7日付の給与改定に関する勧告に鑑み、市議会議員に対して支給する期末手当の支給割合を引き上げるため所要の規定を整備する必要があるからです。

2ページをお願いいたします。

主な内容を御説明いたします。

第1条は、令和元年度12月期の期末手当の支給割合を100分の167.5月から100分の5月分引き上げ100分の172.5月に改定し、第2条は、令和2年度以降の6月期、12月期の期末手当の支給割合を100分の172.5月から100分の170月に調整するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第1条の規定につきましては令和元年12月1日から適用、第2条の規定につきましては令和2年4月1日から施行とするものでございます。

説明は以上でございます。

総務委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございました。

ただいまから審議に入るわけですが、質疑者、あるいは答弁者は必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名乗ってから質疑、あるいは答弁に入ってくださいようお願いいたします。

それでは、質疑のある方、挙手をお願いします。

（ 「なし」 の声あり ）

総務委員会委員長（白井 章君）

それでは、質疑を終わります。

議案第60号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございました。

全員賛成であります。

よって、議案第60号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第61号 清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について説明をお願いいたします。

舟橋課長。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

人事秘書課、舟橋でございます。

それでは、提出案件の3ページをお願いいたします。

議案第61号について御説明いたします。

議案第61号

清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日提出

清須市長 永田 純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和元年8月7日付の給与改定に関する勧告に鑑み、常勤の特別職に対して支給する期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の規定を整備する必要があるからです。

4ページをお願いいたします。

主な内容を御説明いたします。

こちらは、議案第60号と同様の内容となりますが、第1条は令和元年度12月期の期末手当の支給割合を100分の167.5月から100分の5月分引き上げ100分の172.5月に改定し、第2条は、令和2年度以降の6月期、12月期の期末手当での支給割合を100分の172.5月から100分の170月に調整するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第1条の規定につきましては、令和元年12月1日から適用、第2条の規定につきましては、令和2年4月1日から施行とするものでございます。

説明は以上でございます。

総務委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。

質疑がある方、挙手をお願いします。

（ 「なし」 の声あり ）

総務委員会委員長（白井 章君）

それでは、議案第61号 清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございました。

全員賛成であります。

よって、議案第61号 清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第62号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について説明をお願いいたします。

舟橋課長。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

人事秘書課、舟橋でございます。お願いいたします。

提出案件の5ページをお願いいたします。

議案第62号について御説明をいただきました。

議案第62号

清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日提出

清須市長 永田 純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和元年8月7日付の給与改定に関する勧告に鑑み、職員に対して支給する給料月額等を引き上げるため、所要の規定を整理する必要があるからです。

6ページをお願いいたします。

主な内容を御説明いたします。

第1条は、勤勉手当の支給割合と給料表の改定でございます。

勤勉手当につきましては、令和元年度12月期の支給割合を100分の92.5月から100分の5月分引き上げ100分の97.5月に改定し、また、給料表の改定につきましては、6ページ中段から15ページ下段までの表のとおりとなっております。

続きまして、15ページ、16ページをお願いいたします。

第2条は住居手当の改定と勤勉手当の支給割合の平準化でございます。

住居手当につきましては、支給対象となる家賃額の下限を1万2千円から4千円引き上げ1万6千円に、手当の上限額を2万7千円から1千円引き上げ2万8千円に改定し、また、勤勉手当につきましては、令和2年度以降の6月期、12月期の支給割合をそれぞれ100分の95月に平準化するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第1条の規定につきましては平成31年4月1日から適用、第2条の規定につきましては令和2年4月1日から施行とするものでございます。

説明は以上でございます。

総務委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いします。

(「なし」 の声あり)

総務委員会委員長 (白井 章君)

わかりました。

議案第62号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務委員会委員長 (白井 章君)

ありがとうございました。

全員賛成であります。

よって、議案第62号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第63号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について説明をお願いいたします。

舟橋課長。

人事秘書課長 (舟橋 監司君)

人事秘書課、舟橋でございます。

それでは、提出案件の19ページをお願いいたします。

議案第63号について御説明をいたします。

議案第63号

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日提出

清須市長 永田 純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和元年8月7日付の給与改定に関する勧告に鑑み、会計年度任用職員に対して支給する給料月額を引き上げるため、所要の規定を整備する必要があるからです。

20ページをお願いします。

主な内容を御説明いたします。

この会計は、人事院勧告に基づき、会計年度任用職員の給料表を20ページの中段から21ページの下段までのとおり改定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

総務委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いします。

（ 「なし」 の声あり ）

総務委員会委員長（白井 章君）

ありませんか。

それでは、議案第63号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

原案に賛成の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございました。

全員賛成であります。

よって、議案第63号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第66号 西春日井広域事務組合理約の変更について説明をお願いいたします。

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

防災行政課長の丹羽です。

お手元の資料の27ページをお願いいたします。

議案第66号

西春日井広域事務組合理約の変更について

地方自治法第286条第2項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議により、西春日井広域事務組合理約を次のように変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月2日提出

清須市長 永田 純夫

提案理由

この案を提出するのは、2次救急医療機関である医療法人清須呼吸器疾患研究会はるひ呼吸器病院に対する西春日井広域事務組合理約病院施設整備費等補助金の交付開始に伴い、負担金の負担割合に係る規定を整備する必要があるからでございます。

それでは、28ページをお願いいたします。

内容を御説明いたします。

今回の西春日井広域事務組合理約の一部改正は、2次救急医療機関に医療法人清須呼吸器疾患研究会はるひ呼吸器病院が位置づけられ、組合理約管内の医療機関が複数となったことから、施設整備費等補助金の交付にあたり、組合理約構成市町の負担割合の記述を改めるものでございます。

負担割合は、医療機関の所在市町が75%、その他の市町が人口割合に応じて負担する内容と規定するものでございます。

この規約は、令和2年4月1日から施行するとなっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

総務委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いします。

林委員。

林 真子委員

林です。

私も春日に住んでおりますので、こういう2次救急の病院ができたということで非常に皆さん喜ばれております。ここに対して今後こういう規約ができ、支援していくということは私とてもいいことだと思っております。

その上で、今日は佐古次長もおみえですので、この2次救急の体制について確認というかお聞

きをしたいと思います。

まず、この2次救急の医療の施設というか、こういう病院の配置というのはいろいろな整備計画に基づいてのことだと思うんですが、全般的に何か設置をされる基準というものはあるんでしょうか。

総務委員会委員長（白井 章君）

佐古次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（佐古 智代君）

健康推進課長、佐古でございます。

この2次救急につきましては、救急医療対策事業実施要綱というものが昭和52年に厚生労働省の医政局長通知というものが参っております、ここで入院を要する救急医療体制、いわゆる病院群輪番制病院というものになるんですが、これにつきましては地方公共団体が実施する実情に応じてということで、特に大きな国や県の中で人口で何人以上とかというふうな基準があるわけではないんですが、自治体の中で考えられて、病院群輪番制病院が必要でしょうということで、最初には済衆館病院があったんですけども、はるひ呼吸器病院につきましても、広域の中で輪番制病院ということが認められまして、今回、補助の運びになったものでございます。

以上です。

総務委員会委員長（白井 章君）

林委員。

林 真子委員

ありがとうございます。

資料が古いのかもわかりませんが、私が調べた中では、大体人口5万人、そして、1日の受け入れが3件ぐらい見込まれるというようなところを見たものですから、今お聞きしました。

今、済衆館病院のほうも1日の受け入れ人数が結構あると思いますし、このはるひ呼吸器のほうもそれなりの受け入れがあると思うんですけども、2次ですので、3次との連携というのもとても今後大事になってくると思うんですが、この3次の救急と2次の連携というのは、例えば、各病院で日頃から連携をとってそういうことをとられているのか、それともある程度広域で何か連携をとられているのか、どんな状況でしょうか。

総務委員会委員長（白井 章君）

佐古次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（佐古 智代君）

佐古でございます。

連携というか、まず、救急隊をお呼びしたときに、救急隊の中で病状を勘案して、2次救急でいいのか、あるいは重篤の場合、命にかかわるような場合ですと、すぐ3次救急の病院に搬送されるわけですが、そこは消防のほうで判断したり、あるいは搬送先との連携の中のやりとりで、うちでは受け入れは無理なので3次に行ってくださいだとか、うちで受け入れましょうというようなことを救急隊のやりとりの中で決めてやっていく状況です。

また、一旦は2次救急に入られても、やはり3次に回さないと無理でしょうという病院の判断があれば、そちらのほうに搬送となります。

以上でございます。

総務委員会委員長（白井 章君）

林委員。

林 真子委員

2次から3次というケースも多くはないんですが、あると聞きましたので、日頃からそういう病院との連携があるのかなと思いましたので、聞きました。

それから、もう1つ、この2次救急指定なんですけれども、この指定というのは更新制なんですか。

総務委員会委員長（白井 章君）

佐古次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（佐古 智代君）

更新制ということは聞いておりませんが、済衆館病院については平成16年からこの地域で輪番制病院に参加するというふうに決まりまして、はるひ呼吸器病院につきましては、平成30年4月からということで、その後、地域の医療に努めていただいておりますので、更新ということはありません。

総務委員会委員長（白井 章君）

林委員。

林 真子委員

更新というか、中には病院の都合で基準にある程度合わなくなってきたというようなこともあるというふうにお聞きしたものですから、そのあたりがどうかなと思ったことと、そうしますと、

今の2次、済衆館病院とはるひ呼吸器病院と2つの施設になるわけですけれども、特に救急の方を受け入れてもらえれば、あとは特に評価という言葉は悪いんですけれども、状況はどうかとか、そういうことの調査という大変ですけども、そういうようなことはされないのでしょうか。病院の中身についてというか、質というと本当に失礼な言い方ではあるんですけども、そういうことは一切ないということなんでしょうか。

総務委員会委員長（白井 章君）

佐古次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（佐古 智代君）

今回の規約にもあります運営費だとか、それから機器については広域の組合のほうで確認をしております。適正な機器であるかどうか、運営については医師だとかスタッフの配置だとか、利用の仕方について精査して、補助金の対象になるかどうかということをやっておりますが、治療に関する何かということは、こちらのほうでは特にしておりません。

以上です。

総務委員会委員長（白井 章君）

林委員。

林 真子委員

わかりました。

2次の救急で非常に私は大切な施設だと思いますし、県内でも3次の受け入れてくださるような病院というのは、そんなに数ありませんし、ここで恐らく軽い方から非常に重い方まで受け入れる大事な施設になると思いますので、今後も末永くしっかりと運営していただきたいなという思いもありますので、そちらのほうの支援も今後とも広域ともどもしっかりとお願いしたいと思います。

以上です。

総務委員会委員長（白井 章君）

他に質疑のある方、みえませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務委員会委員長（白井 章君）

ないですか。

議案第66号 西春日井広域事務組合理約の変更について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございました。

全員賛成であります。

よって、議案第66号 西春日井広域事務組合同規約の変更については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第70号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第6号）案所管分について説明をお願いいたします。

舟橋課長。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

人事秘書課、舟橋でございます。よろしくをお願いいたします。

私からは、総務常任委員会の所管分について御説明をいたします。

なお、歳入につきましては該当がありませんので、歳出の説明をいたします。

それでは、令和元年度清須市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額109万6千円の増額は2節給料から4節共済費まで、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う一般職給与等の44万円の増額と人事院勧告に基づく期末手当の引き上げによる議員報酬等の65万6千円の増額でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1千626万8千円の増額は2節給料から4節共済費まで、人事院勧告に基づく期末手当の引き上げ等による特別職給与等の3万8千円の増額と人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う一般職給与等の1千623万円の増額でございます。

5目財産管理費、補正額614万7千円の増額は25節積立金で、財政調整基金費として本補正に伴う財源超過分を積み立てるものでございます。

2項徴税费、1目税務総務費、補正額1千471万8千円の減額は2節給料から4節共済費まで、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う一般職給与等の減額でございます。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

6項監査委員費、1目監査委員費、補正額1千306万2千円の増額は2節給料から4節共済

費までで、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う一般職給与等の増額でございます。

以上が、総務常任委員会所管分の歳出の説明でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

総務委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いします。

成田委員。

成田 義之委員

今の説明があった財産管理費の614万7千円というのは、超過分が増えたということをおっしゃっているんですけど、何が増えたのか。

総務委員会委員長（白井 章君）

岩田課長。

財政課長（岩田 喜一君）

財政課長、岩田でございます。

今補正案で歳入歳出ございまして、歳入のほうが多くありました。その超過分について財政調整基金に積み立てるということでございます。

以上でございます。

総務委員会委員長（白井 章君）

成田委員。

成田 義之委員

これだけ余ったということは、これは結構大きな金額だけでも、何か見込み違いでもあったわけ。

総務委員会委員長（白井 章君）

岩田課長。

財政課長（岩田 喜一君）

見込み違いといいますか、今回の人件費の補正で人勧以外にそれぞれ4月のときに人事配置で変わったところですか、調整をしまして、その他影響分で約5千万円ほど減額になっております。その分が影響して収入のほうが残ったので、その分を財調に積み立てたということござい

ます。

総務委員会委員長（白井 章君）

成田委員。

成田 義之委員

わかりました。ありがとうございました。

総務委員会委員長（白井 章君）

他にはありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務委員会委員長（白井 章君）

ないですね。

それでは、議案第70号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第6号）案所管分について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務委員会委員長（白井 章君）

ありがとうございます。

全員賛成であります。

よって、議案第70号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第6号）案所管分については、原案のとおり承認されました。

以上で、総務委員会に付託されました議案についての審議は終了いたしました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

早朝より御苦労さまでございました。

（ 時に午前 9時55分 閉会 ）

清須市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和元年12月13日

総務委員会委員長 白 井 章